

千葉市告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項第1号及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり取消したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年3月13日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	取消年月日
(歯科)		
若葉歯科クリニック	千葉市若葉区都賀2-25-11	令和5年2月17日